29. 決議第九百八十六号（一九九五）及びその他の関連する決議に規定された人道的目的に対応するため、28の規定において要請された報告及び勧告に基づき、石油関連部品及び機器の現在の割当への追加を承認する用意があることを表明する。

30. 事務総長に対し、専門家の部会（石油産業の専門家を含む。）を設置し、この決議の採択の日から百日以内にイラクの現行の石油生産及び輸出能力について報告し、また、関連する決議の目的に合致した態様でイラクの石油生産及び輸出能力を増大させるための方法並びに適切に監視及び管理されることを条件とし、イラクの石油部門に外国の石油企業を参加させる方法（投資を含む。）について、必要に応じ更新する勧告を行うよう要請する。

31. 同理事会がこの決議の33の規定で言及されている禁止措置を停止するために、同規定に定められたように行動する場合には、適切な措置及び手続き（決議第九百八十六号（一九九五）及び他の関連する決議の規定の停止を含む。）は、35の規定に従い、事前の適切な時期に同理事会により合意される必要があることに留意する。

32. 事務総長に対し、この決議の採択の日から三十日以内に、この決議の15から30までの規定の履行について同理事会に報告するよう要請する。

D

33. 国連監視検証査察委員会委員長及び国際原子力機関事務局長から、同理事会が、国連監視検証査察委員会及び国際原子力機関の両者から強化された継続的な監視及び検証の制度が完全に機能しているとの報告を受けた日以後百二十日間、イラクが両者とすべての点で協力し、特に、7の規定に言及された作業計画をすべての側面において履行することに協力した旨の報告を受領した時には、イラクにおける人道状況の改善及び決議の履行の確保を基本的な目的として、イラクが禁止された品目を取得しないことを確保するための効果的な財政上及び他の運営上の措置を策定することを条件として、同理事会により更新可能な百二十日間、イラクを原産地とする産品及び製品の輸入の禁止措置並びに決議第六百八十七号（一九九一）の24の規定に言及されたもの及び決議第千五十一号（一九九六）により設置された制度が適用されるもの以外の民生用産品及び製品のイラクへの販売、供給及び運搬の禁止措置を停止する意図を表明する。

34. 国連監視検証査察委員会委員長は、33の規定の目的のため同理事会に報告する際には、評価のための基礎として、7の規定に言及された任務の完了に向けての進展を含めることを決定する。

35. 国連監視検証査察委員会委員長又は国際原子力機関事務局長が、イラクが国連監視検証査察委員会若しくは国際原子力機関とすべての点で協力していないこと又はイラクが禁止されたいずれかの品目を取得しようとしていることを報告する場合には、同理事会が別段の決定をしない限り、33の規定に言及された禁止措置の停止は、当該報告後五労働日目に終了することを決定する。

36. この決議の33の規定に言及された禁止措置を停止する場合に、イラクが禁止された品目を取得しないことを確保し、策定作業を33の規定に言及された報告の受領の日以前に開始し、また、同規定に従い同理事会の決定以前に承認するため、効果的な財政上及びその他の運用上の措置（イラクに対する販売又は供給が承認された民生用産品及び製品の運搬又は支払を含む。）を承認する意図を表明する。

37. 更に、33の規定に言及されている国連監視検証査察委員会及び国際原子力機関とのすべての点における協力に関する報告を受領した時には、30の規定において要請されている報告及び勧告に基づき、決議第九百八十六号（一九九五）及び関連する決議の目的に沿って、イラクが石油生産及び輸出能力を増大させることを可能にする措置をとる意図を表明する。

38. 決議第六百八十七号（一九九一）に言及された禁止措置の終了については、同決議の関連する規定に従い行動する意図を再確認する。

39. この問題に引き続き積極的に関与することを決定し、33の規定に定められる条件がイラクにより満たされる場合には、この決議の採択の日から十二箇月以内に33の規定に従った行動を検討する意図を表明する。

○財務省告示第九号

和歌山県田辺港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により平成十三年一月一日から開港でなくなったので、同項の規定に基づき告示する。

平成十三年一月十九日

財務大臣　宮澤　喜一

○厚生労働省告示第五号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）附則第三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えられた同令第九条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十三年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条第四号及び附則第四条第二項において準用する同条第一項の規定により公示する。

平成十三年一月十九日　厚生労働大臣　坂口　力

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十三年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める額

区分	額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）附則第三条第一項に規定する医療保険納付対象額の見込額の総額	一、三八九、五六二、七四八、〇〇〇円
省令附則第三条第三項の規定により読み替えられた省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	三二、四二五円

○厚生労働省告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年四月厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、別表第9の3の(1)の改正に係る部分については平成十三年一月一日から、別表第9の1の(1)の改正に係る部分については同月二十一日から適用する。

平成十三年一月十九日　厚生労働大臣　坂口　力

別表第9の1の(1)の表東京都の項中「田津市、和歌山市」を削り、「都城市」を「都城市、国頭郡恩納村」に改める。

別表第9の3の(1)の表新潟県の項中「国頭郡恩納村」を削る。

○農林水産省告示第百一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第十項の規定に基づき、平成十二年二月一日農林水産省告示第百十八号（農業災害補償法第百二十条の六第十項の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等につき主務大臣が定める細区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十三年一月十九日

農林水産大臣　谷津　義男

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、平成十三年二月一日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第七項（同条第十項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成十五年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成十三年一月十九日

農林水産大臣　谷津　義男

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）